



目 次	ページ
規 則	
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県私立学校審議会委員の任命（私学・大学支援課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（12件）（治山林道課）	1
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	3
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（2件）（港湾・海岸課）	3
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施（用地対策課）	4
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（9・6 掲示）	4
○徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の就任（〃）	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（9・5 掲示）	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	5
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	5
正 誤	
◎正誤（平30・6・29付け 規則ほか）	6
----- 規 則 -----	
高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年9月18日	
高知県知事 尾崎 正直	
<b>高知県規則第64号</b>	

**高知県行政組織規則の一部を改正する規則**  
 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。  
 第254条第22号中「土佐清水市西町4番5号」を「土佐清水市清水ヶ丘28番10号」に改める。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第744号**  
 次の者を平成30年9月1日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。  
 平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直	
氏名	役職名
近藤 邦夫	高知理容美容専門学校長

**高知県告示第745号**  
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年9月18日

	高知県知事 尾崎 正直
--	-------------

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和57年7月農林水産省告示第1194号

2 変更に係る指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第746号**  
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年9月18日

	高知県知事 尾崎 正直
--	-------------

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和57年7月農林水産省告示第1244号

2 変更に係る指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第747号**  
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年9月18日

	高知県知事 尾崎 正直
--	-------------

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和57年10月農林水産省告示第1651号

2 変更に係る指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第748号**  
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
 平成30年9月18日

	高知県知事 尾崎 正直
--	-------------

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和58年1月農林水産省告示第17号（一に限る。)

2 変更に係る指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第749号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年1月農林水産省告示第49号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第750号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年1月農林水産省告示第50号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第751号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規

定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月農林水産省告示第204号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第752号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和58年2月農林水産省告示第266号（三に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第753号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年3月農林水産省告示第310号（三に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第754号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月農林水産省告示第828号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 高知県告示第755号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月農林水産省告示第829号（国有林を除く。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第756号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月農林水産省告示第1664号(三及び四に限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第757号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区  
小型まぐろ漁業

高知県告示第758号

昭和41年6月高知県告示第292号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

伊田海岸を次のように改める。

伊田海岸

1 基準点

(1) 幡多郡黒潮町伊田字前磯2546番1地先の点(基準点)を基準点1とする。

(2) 基準点1から方位角292度11分12秒105.821メートルの点(基準点)を基準点2とする。

(3) 基準点2から方位角286度48分08秒67.980メートルの点(基準点)を基準点3とする。

(4) 基準点3から方位角294度06分30秒44.707メートルの点(基準点)を基準点4とする。

2 補助点

(1) 基準点1から基準点4までの間の海上に基1A及び基4Aを設定する。

(2) 基準点1から基準点4までの間の陸側は、基1B1から基4B1までを設定する。

(3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1A 基準点1から方位角210度30分00秒145.000メートルの点

基4A 基準点4から方位角212度20分00秒105.000メートルの点

基1B1 基準点1から方位角32度26分31秒2.254メートルの点

基1B2 基準点1から方位角294度00分22秒64.085メートルの点

基2B1 基準点2から方位角45度54分12秒1.704メートルの点

基2B2 基準点2から方位角297度37分29秒13.350メートルの点

基2B3 基準点2から方位角288度48分55秒28.777メートルの点

基2B4 基準点2から方位角285度05分51秒37.138メートルの点

基2B5 基準点2から方位角285度39分09秒47.442メートルの点

基3B1 基準点3から方位角35度13分20秒1.753メートルの点

基3B2 基準点3から方位角301度36分20秒13.443メートルの点

基4B1 基準点4から方位角32度20分08秒2.300メートルの点

3 区域

基1A、基4A、基4B1から基1B1まで及び基1Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第759号

昭和42年12月高知県告示第557号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

10を次のように改める。

10 佐賀海岸

(1) 基準点

ア 幡多郡黒潮町佐賀字戒ヶ森100番1地先の点(基準点)を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角230度04分40秒60.184メートルの点(基準点)を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角194度59分41秒263.134メートルの点(基準点)を基準点3とする。

エ 基準点3から方位角215度24分25秒52.551メートルの点(基準点)を基準点4とする。

オ 基準点4から方位角230度58分26秒67.996メートルの点(基準点)を基準点5とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点5までの間の海上に基1A及び基5Aを設定する。

イ 基準点1から基準点5までの間の陸側は、基1B1から基4B9までを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1A 基準点1から方位角160度00分00秒100.000メートルの点

基5A 基準点5から方位角90度00分00秒100.000メートルの点

基1B1 基準点1から方位角223度41分37秒6.265メートルの点

基1B2 基準点1から方位角235度22分05秒17.311メートルの点

基1B3 基準点1から方位角231度37分00秒30.548メートルの点

基1B4 基準点1から方位角227度13分48秒52.630メートルの点

基1B5 基準点1から方位角219度10分12秒49.237メートルの点

基1B6 基準点1から方位角213度37分51秒54.160メートルの点

基1B7 基準点1から方位角216度42分35秒61.478メートルの点

基1B8 基準点1から方位角223度56分10秒65.245メートルの点

基2B1 基準点2から方位角189度37分45秒4.119メートルの点

基2B2 基準点2から方位角218度11分58秒11.877メートルの点

基2B3 基準点2から方位角225度26分22秒24.885メートルの点

基2B4 基準点2から方位角228度00分39秒41.153メートルの点

基2B5 基準点2から方位角226度03分14秒56.666メ

ートルの点  
 基2 B 6 基準点2から方位角222度47分48秒66.101メ  
 ートルの点  
 基2 B 7 基準点2から方位角217度11分19秒87.415メ  
 ートルの点  
 基2 B 8 基準点2から方位角214度08分43秒105.560メ  
 ートルの点  
 基2 B 9 基準点2から方位角212度24分12秒119.647メ  
 ートルの点  
 基2 B 10 基準点2から方位角201度39分11秒136.271メ  
 ートルの点  
 基2 B 11 基準点2から方位角209度16分00秒150.055メ  
 ートルの点  
 基2 B 12 基準点2から方位角207度30分35秒147.039メ  
 ートルの点  
 基2 B 13 基準点2から方位角206度32分59秒146.964メ  
 ートルの点  
 基3 B 1 基準点3から方位角1度56分45秒112.824メ  
 ートルの点  
 基3 B 2 基準点3から方位角357度16分48秒111.809メ  
 ートルの点  
 基3 B 3 基準点3から方位角358度57分08秒88.971メ  
 ートルの点  
 基3 B 4 基準点3から方位角83度13分44秒2.892メ  
 ートルの点  
 基3 B 5 基準点3から方位角173度18分15秒11.441メ  
 ートルの点  
 基3 B 6 基準点3から方位角184度31分59秒20.598メ  
 ートルの点  
 基3 B 7 基準点3から方位角190度35分16秒26.434メ  
 ートルの点  
 基3 B 8 基準点3から方位角196度57分58秒32.792メ  
 ートルの点  
 基3 B 9 基準点3から方位角203度07分24秒39.429メ  
 ートルの点  
 基4 B 1 基準点4から方位角215度11分48秒7.247メ  
 ートルの点  
 基4 B 2 基準点4から方位角218度51分17秒23.693メ  
 ートルの点  
 基4 B 3 基準点4から方位角210度33分25秒23.942メ  
 ートルの点  
 基4 B 4 基準点4から方位角212度57分32秒32.476メ  
 ートルの点  
 基4 B 5 基準点4から方位角219度09分26秒32.265メ  
 ートルの点

基4 B 6 基準点4から方位角219度32分52秒40.522メ  
 ートルの点  
 基4 B 7 基準点4から方位角220度56分51秒48.399メ  
 ートルの点  
 基4 B 8 基準点4から方位角223度22分49秒55.464メ  
 ートルの点  
 基4 B 9 基準点4から方位角227度15分13秒60.866メ  
 ートルの点

## (3) 区域

基準点1、基1 A、基5 A、基準点5、基4 B 9から基1 B 1まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

-----  
 公 告  
 -----

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成30年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所  
平成30年11月9日（金）午前10時から正午まで  
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 小会議室「せんだん」
- 2 試験の方法及び科目  
次の科目について筆記試験を行う。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格  
資格は、問わない。
- 4 提出書類  
(1) 受験願書1通  
(2) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料  
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の配布場所及び請求先  
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課及び同課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）にて配布する。  
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、宛先を明記して82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 7 受験願書の受付期間及び提出先

## (1) 受付期間

平成30年10月1日（月）から同月19日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成30年10月19日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

## (2) 提出先

高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課

## 8 合格者の発表

(1) 平成30年11月30日（金）から同年12月7日（金）までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）に掲載する。

(2) 合格者本人には、合格証を送付する。

## 9 その他

詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

-----  
 徳島県及び高知県  
 参議院合同選挙区  
 選挙管理委員会告示  
 -----

## 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月6日（揭示済）

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
 芝山 日出高

**徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程**

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程（平成27年10月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第5条の6第9項の規定による委員長の選挙は、任期の満了の前50日以内にこれを行うものとする。ただし、委員長が欠けたとき又は委員長が任期の満了の前日にその所属する県の選挙管理委員会の委員の職を辞したときは、速やかにこれを行うものとする。  
第2条第3項中「前項」を「前項ただし書」に、「任期は、」を「任期は、第1項の規定にかかわらず、」に改める。

第3条第1項中「事故があるとき」を「事故があるとき又は委員長が欠けたとき」に、「委員会があらかじめ定めた」を「委員

長の指定する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合であって、委員長の職務を代理する委員に事故があるとき又は委員長の職務を代理する委員が欠けたときは、委員長の所属する県の選挙管理委員会の委員長又はその職務を代理する委員が委員長の職務を代理する。

**附 則**

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

**徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第5条の6第9項の規定により徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長を選任したので、次のとおり告示する。

平成30年9月6日（揭示済）

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
芝山 日出高

- 1 住所  
高知県高知市長浜5090番地
- 2 氏名  
土居 秀喜
- 3 選挙年月日  
平成30年9月6日
- 4 委員長の任期の始期  
平成30年10月9日

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第49号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,321人である。

平成30年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第50号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,337人である。

平成30年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
**高知県選挙管理委員会告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,984人
室戸市・東洋町選挙区	4,861人
安芸市・芸西村選挙区	6,221人
南国市選挙区	13,312人
土佐市選挙区	7,755人
須崎市選挙区	6,286人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,936人
土佐清水市選挙区	4,141人
四万十市選挙区	9,717人
香南市選挙区	9,324人
香美市選挙区	7,605人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,205人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,473人
吾川郡選挙区	8,442人
高岡郡選挙区	16,768人
黒潮町選挙区	3,316人

**高知県選挙管理委員会告示第61号**

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第17条中「若しくは第3号」を「、第3号若しくは第4号」に改める。

別記第5号様式備考4を同様式備考5とし、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 高知県議会の議員の選挙の証紙にあつては、「選挙」とあるのは、「高知県議会議員選挙 選挙区」とし、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）第2条に定める選挙区の名称を記載する。

別記第7号様式（その2）及び別記第8号様式（その2）中「年 月 日執行高知県知事選挙」を

「年 月 日執行 選挙  
（ 選挙区）」

に改める。

別記第9号様式（その2）中「高知県知事選挙」を「選挙（ 選挙区）」に改める。

別記第11号様式（その1）中「年 月 日執行高知県知事選挙」を「年 月 日執行 選挙（ 選挙区）」

に、「115,000枚」

を「ア 高知県知事の選挙の場合  
115,000枚

イ 高知県議会の議員の選挙の場合  
16,000枚」

に改める。

別記第12号様式（その2）中「高知県知事選挙」を「選挙（ 選挙区）」に改める。

**附 則**

この告示は、平成30年9月18日から施行する。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・6・29	号外25	◎規則	2	右 (12)	<u>特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則</u>	特定海洋生物資源の採捕の数量等に関する規則
平30・8・21	10065	◎規則	2	左	<u>公務災害補償等審査会</u>	公務災害補償等審査会審査会